主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人坂口孝治の上告趣意は、憲法三一条違反をいうが、原審において主張判断を経ていない事項に関する違憲の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五六年二月二七日

最高裁判所第一小法廷

孝	正		谷	裁判長裁判官
光	重	藤	团	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		山	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官